

食品衛生法違反者の公表について（令和6年5月17日更新）

食品衛生法第69条の規定により、新宿区が食品衛生法違反者に対し、不利益処分等を行った件について、以下のとおり公表します。

- 1 飲食店営業施設等に対する不利益処分等
現在、該当はございません。

[新宿区内の食中毒発生状況はこちらから](#)

- 2 違反食品等に対する不利益処分等
現在、該当はございません。